

## 介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント重要事項説明書

### 1 事業所の概要

名 称	金沢市地域包括支援センターえきにしほんまち
所 在 地	金沢市駅西本町6丁目15番41号
介護保険事業所番号	1700100090
連 絡 先	① 076-233-1873 ②076-233-1811
代 表 者 氏 名	医療法人社団博友会 理事長 菊地 勤
サービス提供地域	大徳地区（令和6年4月1日より）

### 2 業務日及び業務時間

業務日	月～土
休業日	日曜日、国民の休日、年末年始（12/30 午後～1/3）
業務時間	9時～18時（木・土曜日は、9時～12時30分まで） ※緊急、必要性に応じ、営業時間外の相談窓口設置あり

### 3 事業所の職員体制

職 種	人 員
管 理 者	1名
保健師又は看護師	3名（常勤 3名、非常勤 1名）
社会福祉士	2名（常勤 2名）
主任介護支援専門員等	2名（常勤 1名、兼務 1名）

### 4 利用者負担金

利 用 料	<p><b>【介護予防支援】</b> 介護予防サービス計画作成に係わる費用は介護保険から全額給付されますので、自己負担はありません。ただし、介護保険料の滞納等により被保険者証に支払方法変更の記載がある場合には、事業所にお支払ください。この場合、事業者は介護予防支援提供証明書を発行いたしますので、この証明書と領収書を添付して市役所に窓口申請していただくと、払い戻しされる場合があります。</p>
	<p><b>【原則的な介護予防ケアマネジメント（ケアマネジメントA）】</b> ケアマネジメント作成に係わる費用は地域支援事業から全額支払われますので、自己負担はありません。</p>
	<p><b>【初回のみ介護予防ケアマネジメント（ケアマネジメントC）】</b> ケアマネジメント作成に係わる費用は地域支援事業から全額支払われますので、自己負担はありません。</p>
その他の費用	事業者の担当者もしくは居宅介護支援事業者の介護支援専門員が、サービス提供地域外への訪問・出張する際には、その交通費の実費についての支払が必要となります。

## 5 サービス方針等

基本理念	利用者様が可能な限り、その居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう支援します。
運営方針	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 利用者様の心身の状況、環境などに応じて、利用者様の選択に基づき適切なサービスが多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるように配慮します。</li> <li>2. サービス提供に当たっては、利用者様の意思および人格を尊重し、常に利用者様の立場に立って、利用者様に提供されるサービスが特定の種類又は特定の事業者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行います。</li> <li>3. 事業の運営に当たっては、市町村、地域包括支援センター、指定居宅介護支援事業者、他の指定介護予防支援事業者、介護保険施設、住民による自発的な活動サービスを含めた地域における様々な取り組みなどとの連携に努めます。</li> </ol>

## 6 介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの主な内容

申し込みからサービス提供までの流れ	主な内容
1. 利用申込みの受付	介護認定審査会において要支援認定を受けた者又は基本チェックリストに該当した利用申込者に対し、重要事項説明書を交付し、説明し、同意を得た上で、介護予防サービス計画作成依頼届出書を市に届け出ます。
2. 契約の締結	利用申込者と契約を締結します。
3. アセスメント	利用者宅を訪問し、利用者と家族に対しアセスメントを行います。
4. 介護予防サービス・支援計画書原案の作成	アセスメント結果等を基に、どのような支援が必要かを利用者調整し、利用者調整した結果に基づき、介護予防サービス・支援計画書原案またはケアマネジメント結果等記録表を作成します。
5. サービス担当者会議の開催	サービス担当者会議の開催等により、介護予防サービス・支援計画書原案について専門的な意見を聴取します。
6. 介護予防サービス・支援計画書の交付	利用者又は家族に説明し、同意を得た後、介護予防サービス・支援計画書またはケアマネジメント結果等記録表を利用者又は家族に交付します。
7. サービスの提供	介護予防サービス事業者及び第1号訪問（通所）事業者に対し、介護予防サービス支援計画書に基づき適切にサービスが提供されるよう連絡調整を行います。
8. モニタリング	少なくとも3月（オンラインを活用した場合は6月）に1回は利用者宅を訪問面接し、計画書実施状況の把握を行います。それ以外の月は電話等で利用者調整し、実施状況を把握。当該サービス事業者からも月1回聴取します。

9. 評価	計画の達成状況に応じて随時評価を行います。
10.介護報酬の請求	介護保険サービス利用実績を確認し、介護報酬の請求を行い、介護報酬を受領します。

#### 7 緊急時の対応

サービス提供にあたり事故、体調の急変等が生じた場合は、事前の打ち合わせに基づき家族、主治医、緊急機関等への連絡を行います。

医療機関等	主治医等の氏名 連絡先
緊急連絡先	氏名 連絡先

#### 8 相談窓口、苦情対応

・サービスに関する相談や苦情については、次の窓口にご連絡下さい。

金沢市地域包括支援センター えきにしほんまち	電話番号 ①076-233-1873 ②076-233-1811 FAX番号 076-233-1874 責任者 稲村 知子 対応時間 9:00～18:00 (木・土9:00～12:30)
---------------------------	--

・公的機関においても次の時間において苦情申出等ができます。

金沢市福祉局介護保険課	所在地 金沢市広坂1丁目1番1号 電話番号 076-220-2264 FAX番号 076-220-2559 対応時間 9:00～17:45 (土日祝日、12月29日～1月3日を除く)
石川県国民健康保険団体連 合会(介護サービス苦情110 番)・	所在地 金沢市幸町12番1号 石川県幸町庁舎 電話番号 076-231-1110 FAX番号 076-231-1601 利用時間 9:00～17:00 (土日祝日、12月29日～1月3日を除く)
石川県福祉サービス運営適 正化委員会	所在地 金沢市本多町3丁目1番10号 社会福祉法人石川県社会福祉協議会内 電話番号 076-234-2556 FAX番号 076-234-2558 利用時間 9:00～17:00 (土日祝日、12月29日～1月3日を除く)

※石川県国民健康保険団体連合会及び石川県福祉サービス運営適正化委員会は、介護予防支援に関する苦情のみが対応となります。

平成 29 年 4 月 1 日	作成
平成 29 年 11 月 1 日	一部改正
平成 31 年 4 月 1 日	改正
令和元年 10 月 1 日	一部改正
令和 3 年 1 月 2 日	一部改正
令和 3 年 4 月 1 日	一部改正
令和 6 年 4 月 1 日	一部改正